

特許庁委託
ジェトロ知的財産権情報

模倣対策マニュアル

タイ編

2008年3月

JETRO

第2章：著作権法

タイの著作権法は1978年に制定され、1994年に改正された。現行法はタイ著作権法（1994年改訂第2版）である。

2-1. 著作権の定義

タイ著作権法(1994年改訂版)の第4条によると、「著作権」とは、「著作者が創作した著作物に関し、この法律に基づく排他的権利をいう」と定義されている。

著作権としての要件：著作物として認められるには、以下の構成要件が必要である。

- ① 思考の表現であること
- ② 理解可能な作品として表現されていること
- ③ 独創性があること
- ④ 法に違反していない作品であること

2-2. 著作物について

著作権法によると、著作権となる作品は、下記の通り定義されている。

「著作物」とは、文字で表現されたあらゆる著作物を意味し、例えば文学、演劇、美術、音楽、視聴覚、映画、録音作品、もしくは、その他の文学、科学、あるいは芸術的分野における作品をいう。

「文学著作物」：文字で表現されたあらゆる著作物を意味し、例えば書物、冊子、印刷物、講演、説教、談話、挨拶、コンピュータプログラムを含む。

「コンピュータプログラム」：コンピュータを動かすため又は結果を出すために使用されるあらゆる種類のコンピュータ言語の命令、および命令の集合をいう。

「演劇著作物」：演劇の中で構成される踊り、舞踊、振り付け、パントマイムを含む著作物。

「美術著作物」：次の各項目に掲げるものをいう。

- ① 線、光、色、又は、その他様々なもので構成されるものを特定又は多様な素材の上に創作された絵画及び図画著作物
 - ② 触れ、掴むことのできる形で創作された造形美術著作物
 - ③ 印刷手段で創作された図画で印刷に使用する版下を含む著作物
 - ④ 建物その他構築物デザイン、建物、構築物の周囲を含む内、外装のデザイン、から成る建築物、又は、建物、構築物の模型を含む著作物
 - ⑤ 写真著作物とはレンズを通し光をフィルムまたはガラス板に透過させるカメラを用い、ある化合物により当該フィルムまたはガラス板を現像しあるいは写像を作り出すあらゆる他の方法により創作された写真、あるいは写真と似た他の方法や器材を用いて得る画像を含む著作物
 - ⑥ 地理、トポロジー、科学に関するイラスト、地図、構造図、スケッチ、あるいは三次元著作物
 - ⑦ 応用美術著作物とは上記(1)から(6)に基づく一あるいはそれ以上の構成からなり、当該著作物自体の鑑賞ではなく、実用、装飾用素材または器材又は商用に用いられるような著作物
- (1) から (7) については、美術的価値があるなしに拘らずその写真または図を含む。

「音楽著作物」とは、音調及び歌詞を有するか又はそのいずれかを問わず演奏又は歌われる音楽著作物をいい、音譜又は分割された楽譜及び結合した音を編曲したものを含む著作物。

「視聴覚著作物」：様々な媒体に記録された絵の連続で構成されたもので、使用するために必要な機器により繰り返すことができ、音がある場合、音も含む著作物。

「映画著作物」：音の有無に拘らず視的像の連続で構成され、映画として連続して映すため、映画として連続して映すことのできるもの、又は物質上に記録することのできるものをいい、映画を構成する音があった場合、音も含む著作物。

「録音著作物」：音楽、演奏の音、又はその他の音の順序で構成されたもので、物体上に記録され、その物体を使用するために必要な機器を使用して繰り返すことができるものをいう。但し、映画著作物を構成する音又はその他の視聴覚著作物を構成する音を含まない。

著作物とはみなされない作品：（第7条）

- ① 時事の報道並びに文学、科学、美術に属さない単なる情報の性格を有する事実
- ② 憲法及び法律
- ③ 省、庁、局、その他中央又は地方政府機関の規約、規則、公告、命令、通知及び回答書
- ④ 判決文、命令、決定及び政府の報告
- ⑤ 省、庁、局又は、その他中央又は地方政府機関が作成した（1）から（4）までの各項に基づくものの翻訳、収集物

2-3. 著作権の商務省知的財産局への登録制度

タイはベルヌ条約の締結国であり、自動的な保護方針を採用している。よって、著作権法のもとでは、著作権作品は登録の必要はないが、著作権者は商務省知的財産局にその作品の記録サービスを受けるのが良い。

2-4. 著作権が保護される作品

- ① 未公表の作品について(第8条)
創作の全期間中又はほとんどの期間において、著作者はタイ国の国籍を有するか、タイ国内に居住するか、又は、タイ国が加盟している著作権に関する条約の加盟国の国籍を有するか当該国に居住する者でなければならない。
- ② 公表済みの作品について(第8条)
最初の公表はタイ国内でなされたか、又は、タイ国が加盟している著作権に関する条約の加盟国でなされなければならない。もしその最初の公表がタイ国外又はタイ国が加盟している著作権に関する条約の加盟国でない国でなされた場合、続いてその公表がタイ国内又はタイ国が加盟している著作権に関する条約の加盟国で最初の公表の日から30日以内になされることが必要である。
著作者が法人の場合、その法人はタイ国法律により設立された法人でなければならない。
- ③ 著作者が従業員又は被雇用者として創作した著作物は、もし、文書により合意していなかった場合、その著作権は著作者に帰属する。ただし、雇用者は雇用の目的に従い公衆に伝達する権利を有する。(第9条)
- ④ 著作者が雇用者から指示されて創作した著作物は、著作者と雇用者が他に合意している場合をのぞき、雇用者が著作権を有する。(第10条)
- ⑤ この法律に基づく著作権を有する著作物を著作者の許可を受けて改変する場合、改変した者は、この法律に基づき改変した部分につき著作権を有する。但し、改変を受けた元の著作者の著作物に含まれる著作者の権利には影響を与えない。(第11条)
- ⑥ この法律により著作権を有する著作物を、著作者の許可を得て編集又は編纂するとき、又は機械、機器により読み、写すことのできるデータその他のものを編集又は編纂するとき、もし他人の著作物を模倣しないで選択、並べ変えることにより編集、編纂する場合において、編集、編纂した著作物の著作権はこの法律に基づき編集、編纂した者に帰属する。但し、編集、編纂された元の著作者の著作物又はデータその他のものに含まれる著作者の権利には影

響を与えない。(第 12 条)

2-5. 著作権の権利内容 (第 15 条)

- ① 複製又は改変
- ② 公衆に対して伝達すること
- ③ 電子計算機のプログラム、視聴覚著作物、映画及び録音著作物の原本又は複製物を貸与すること
- ④ 著作権から生ずる利益を他人に与えること
- ⑤ 条件を付しまたは無条件で①、②又は③の権利の使用許諾を他人に与えること。但し、その条件は不公平に競争を妨げるものであってはならない。

注：「複製」とは、原創作物又はその複写の一部あるいは全部を問わず、複写、エミュレーション、複製、版組み、音声記録、ビデオ記録あるいは音及びビデオの記録を意味する。コンピュータプログラムに関しては、一部あるいは全部を問わず、あらゆる手段でいかなる媒体からコンピュータプログラムの実質的部分を複写あるいは複製することを意味する。

注：「改変」とは、創作物を全部あるいは一部を新しい著作物を作り出すことなく変更、拡張、修正あるいは複写し実態に合わせるように複製することを意味する。

- ① 文学著作物に関して、文学著作物の翻訳、選択や脚色による文学著作物の翻案、収集を含む
- ② コンピュータプログラムに関し、プログラムの全部あるいは一部を新しい著作物を作り出すことなくコンバージョン、変更、拡張による複製を含む
- ③ 演劇著作物に関し、元の言語と同じか違うかに拘らず非演劇著作物を演劇著作物に変えること又はその逆の変更を含む。
- ④ 美術著作物に関し、二次元や三次元への著作物の変更あるいは元の著作物の模型の製造を含む。
- ⑤ 音楽著作物に関し、コーラス、調律の変更あるいは歌詞やリズムの変更を含む。

2-6. 著作権の保護期間 (第 19 条-第 26 条)

著作権の保護期間は著作者の生存期間及びその死後 50 年間存続する。しかしながら、保護期間は一般原則により異なっている。例えば、共同著作者の場合、著作者が法人の場合、写真、視聴覚著作物、映画、録音著作物又は音、絵で表現するものの著作権の場合などである。

- ① 共同著作物の場合、著作権は、共同著作者の生存期間及び最後に死亡した共同著作者の死後 50 年間存続する。
- ② 著作者又は共同著作者の総てが、著作物の公表前に死亡したときは、著作権は最初の公表のときから 50 年間存続する。
- ③ 著作者が法人であるとき、著作権は著作者が創作したときから 50 年間存続する。但し、その間に公表されたときは、最初に公表されたときから 50 年間存続する。
- ④ 著作者が筆名又は匿名により創作した著作物のこの法律に基づく著作権は創作されたときから 50 年間存続する。但し、その期間中に公表されたときは、最初に公表されたときから 50 年間存続する。
- ⑤ 写真、視聴覚著作物、映画、録音著作物又は音、絵で表現するものの著作権は、創作されたときから 50 年間存続する。但し、その期間中に公表されたときは、最初に公表されたときから 50 年間存続する。
- ⑥ 応用美術の著作権は、創作されたときから 25 年間存続する。但し、その期間中に公表されたときは、最初に公表されたときから 25 年間存続する。
- ⑦ 雇用又は命令又は第 14 条の管理下に著作された著作物の著作権は、著作されたときから 50 年間存続する。但し、その期間中に公表されたときは、最初に公表されたときから 50 年間存続する。

2-7. 著作権侵害について

著作権侵害は、直接的もしくは間接的侵害に分けられる。

- ・ 直接的侵害とは、例えば、複製、または改変、公衆への伝達(第 29 条)

→上記権利を侵害した者は、2 万タイバーツ以上 20 万タイバーツ以下の罰金が科せられる。
また、上記違反が商業目的であった場合、6 ヶ月以上 4 年以下の懲役又は 10 万タイバーツ以上 80 万タイバーツ以下の罰金に処するか又は両方が科せられる。(第 69 条)

- ・ 間接的侵害とは、他人の著作権を侵害したことを知っていたか、知っていたと思われる理由がある者が、その著作物に対して商業を目的として次の行為を行ったとき。(第 31 条)

- ① 販売、販売のため所有し、販売を申し込み、貸し、貸すことを申し込み、割賦で売り、割賦で売ることを申し込むこと
- ② 公衆に伝達すること
- ③ 頒布して著作者に損害を与えること
- ④ タイ国内に持ち込み又は輸入の注文をすること

→上記権利を侵害した者は、1 万タイバーツ以上 10 万タイバーツ以下の罰金が科せられる。また、上記違反が商業目的であった場合、3 ヶ月以上 2 年以下の懲役又は 5 万タイバーツ以上 40 万タイバーツ以下の罰金又は両方が科せられる。

2-8. 著作権侵害の例外 (第 32 条)

この法律に基づく他人の著作権に対する行為で、著作権から利益を追求せず、著作者の法律に基づく権利に特に影響を及ぼさないものは著作権侵害とはみなされず、以下の行為は著作権侵害と看做されない。

- ① 著作物を利益を目的とせず、分析、研究すること
- ② 自己のために、又は、自己及び家族内又は近親親戚の個人のために使用すること
- ③ 著作物の著作者であることを知っていることを認めて業績を批評し、推薦すること
- ④ 著作物の著作者であることを知っていることを認めてマスメディアで報道すること
- ⑤ 裁判の判断のため、又は、法律により権限を持つ担当官のため、又は、判断の結果を報告するため複製し、改変し、展示し又は利用できるようにすること
- ⑥ 教師が、利益の追求ではなく、教育のため複製し、改変し、展示し、利用できるようにすること
- ⑦ 教師又は教育機関が、教室又は教育施設内で学生に配布、販売するため複製し、著作物の一部を修正し、又は、切除し、又は、要約すること。但し、利益を追求するものであってはならない。
- ⑧ 試験の問題、回答の一部として使用すること